

インシデントの公表

平成 31 年 2 月 19 日（火）、弊社乗務員が運転中にスマートフォンを触っていたとの通報があった件につきまして、神戸運輸監理部に以下の通り報告したことを公表いたします。当該車両にご乗車のお客様ならびに、みなと観光バスをご利用の全てのお客様に対し、お詫び申し上げるとともに、再発防止に向けて全社一丸となって取り組むこととお約束いたします。

報告書

当該事案発覚の経緯

平成 31 年 2 月 19 日（火）、12 系統六甲アイランド行（御影本町 3 丁目 11 : 14 発便）にて、国道 43 号線浜中交差点で、乗務員がスマートフォンを触っていた。乗務員に指摘したら、滑らすように隠した。ドラレコを確認し、保存すること。及びドライバーへの事実確認をするようにとの内容のメールが兵庫陸運部にあり、2 月 22 日に弊社へ事実確認の電話をいただきました。それまで、当該乗務員からの報告がなく、弊社はこの事案を認知していませんでした。

当該乗務員への聞き取り

1. 状況

- ・乗務中、信号待ち（国道 43 号線浜中交差点南進）にてメールを確認した。
- ・お客様よりご指摘いただいたことは間違いありません。
- ・スマホを隠したという意識はありません。

2. 理由および原因

- ・乗務中メールが届き、つい確認してしまった。

3. 今回の反省点および、今後の取組み

- ・スマートフォンの確認、操作は休憩中に行うことを徹底します。

会社としての対応および、今後の対策

- ① ドライブレコーダーの映像は上書きされていたため（保存時間 20 時間）、確認できませんでしたが、当該乗務員への聞き取りにて状況を確認しました。

- ② 弊社では、会社から乗務中の乗務員への連絡手段として、携帯電話を使用していますので、乗務中に携帯を所持することを認めています。当然のことながら、お客様の命を預かるバス事業者として法令遵守に則り、信号待ちを含む運転中の使用を固く禁じ、緊急時の連絡は安全な場所で停車して行うよう、全乗務員を指導教育しております。当該事案は、信号待ちの際にスマートフォンを操作しており、この指導教育に反する行為であり、当該乗務員を厳重注意し、再教育を行いました。また、お客様よりお叱りの指摘を受けた際は、点呼時に報告するように指導しました。
- ③ 弊社ではこの事案に関し、乗務員への指導教育の不足を痛感いたしました。朝礼などで全乗務員にこの件を周知し、改めての指導教育を行い、徹底する所存です。

以上